

正 誤

埼玉県規則第六十八号（令和二年六月三十日第百十九号）中訂正

ページ 行

三 前から四

誤

世帯構成員名
個人番号

正

(1) 世帯構成員名
個人番号

ページ 行

三 前から五

誤

世帯構成員名
個人番号

正

(1) 世帯構成員名
個人番号

ページ 行

三 前から六

誤

所得税額

正

所得税等

ページ 行

三 前から七

誤

所得税額

正

所得税等